関東森林管理局入札等監視員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成21年12月25日)

DO ***	(D. T. 3 %) C.				. / ^ `		21年12月25日)	
開催日及び場所				平成21年10月9日(金) 関東森林管理局2階第3小会議室				
委員 審議対象期間				淵上勇次郎(委員長・高崎商科大学学長)				
				石井彰慈(高崎商科大学教授)				
				高田敏明(弁護				
				松岡 正 (群馬県立農林大学校教授) 平成21年4月1日~6月30日				
台 武							0.1 <i>II</i> +	
審議対象案件 抽出案件				422 ±л	• •	うち、1者応札案件	81件	
				83 -		相手方が公益社団法人等の案件 うち、1者応札案件	23 件 11 件	
				(抽出率 19.7%)		(抽出率 13.6%)	'' IŢ	
				-				
			契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 0%)					
			35	件	うち 1者応札	5 件		
抽出案件内訳	工事	一舟	设競争			目手方が公益社団法人等の案件	0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		- 11	
			工事希望型競争	該当なし				
				該当なし				
		ルキュナ	r ±π ψ	1 -	件	うち、1者応札案件	0 件	
		随意契約 		契	約のホ	目手方が公益社団法人等の案件	0 件	
	業務	一般競争		21	件	うち、1者応札案件	1 件	
				契	約のホ	目手方が公益社団法人等の案件	0 件	
		指名競争	公募型競争	該当なし				
			簡易公募型競争	該当なし				
			4 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	該当なし		<u> </u>		
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし				
			簡易公募型プロポーザル	該当なし				
			標準型プロポーザル	該当なし				
			その他の随意契約	該当なし				
		一般競争		26 件 うち、1者応札案件 5 件				
	物品∙役			契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件				
	務等	指名競争		該当なし Teach Widows				
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし				
	/性記事で		意契約(その他)	該当なし				
	(特記事項)							
意見・質問			回答等					
見・質問、そ			参考資料の審議					
		(石	井委員)	(企画調整室長)				
			越以下4署の分析の資料	は、地域ごとの傾向 見てくという分析をやってきた。 税率が落ちてい たのか分析すると、 経緯的に見てみるとで御指摘いただいた。		首数1の比率を		
			ヽなりでてきていると思う。 冨島は従来の傾向と違って荠				がある. ま	
		る。	どういうかたちで変化してき					
			:、これら特定の署について; より問題点が絞られてくると!			J効里的か λ		
			ういうことを重ねていくことに	必要なのかなとい 札制度といったものに反映していけば良いと思って(
		う気	がする。		る。			

(高田委員)

本省の監視委員会に出て、森林管理局の抽出案 件の審議ってなんだと、こんなに多いものを僅か2 時間で実質審議はできてないはずだということをか なり厳しく指摘された。

るという意見だった。今日それを伝えてここでクレー ムをつけようかと思ったが、先程の説明のようにこう いう形でフィルターかけるとか独自の分析をすると、 これなら抽出案件の分母が大きくても良いという気 がした。

関東局の独自のマクロ的な観察、分析、評価を するという資料、審議の進め方は、かなり有意義で 他の森林管理局の模範として全国発信しても良い と思う。

分析結果に基づく解説は非常に良いものだった のでそれをもう少し一般化したらどうか。

(高田委員)

低入札の調査で、取引銀行への確認は、本当に 銀行に照会しているのか。

我々の常識からいくと銀行は守秘義務があって、 取引先、融資先の経営状態についてはしゃべらな い。公文書で出てきているのならば解るが、面接を すればまだしも電話程度ではしゃべるはずがない。

むしろ、工事費の内訳書とかで発注者側が独自 の分析をするという方へ力を入れた方が良いと思

私が低入でこうしてほしいといったのは、必ずし も資料をが見たい訳ではなく、報告しなければいけ ないことになってるぞとなっていれば、現場がちゃん と調査するだろうということである。

ルール的にできるかだが、そこの会社に直近3年 ことで済むのではないか。それを精査したけれども 特段の問題はなかったという結論になればいいわ けで、銀行に電話したり行ったりする嫌な思いをし なくて済むのではないか。

(松岡委員)

いろいろな面で不正を見つけるとかということよ り、要するに牽制機能が発揮できればいい思う。 資料についてできるのもについてお願いしたい。 ・治山と林道について、各署ごとの落札率の平均

を小計で出すことができないか。

・隣接署内、或いは全国展開という業者がどのく らい参入しているか、署全体の資格者を分母にし て、応札者の数を簡単に示すことができないか、

・低入札調書のところで「昨年度施工した継続事 業」というのが2件あった。継続ということで、その工 事が安くても応札できるんだということが読み取れ る。ただ安ければいいというものではないと思うの で、継続か単年度施工か全工事について表の中に 記入できないか。

・継続施工をしているもので、事業の大きいものに ついて、応札者や工事の内容、落札率等について 詳細に分析した資料が出てくると、いい牽制になる のでそんな表ができないか。できたらありがたい。 ・造林について、署毎の落札率を小計で出せない か。

(企画調整室長)

定型的な資料については、林野庁の通知で定まって いるので適切に作成している。

参考資料については、平成20年度から先生方から の御指摘を踏まえ、どういったかたちが本委員会が効 抽出案件というのは、1件、2件の案件を細かくや 果的に機能するかということを考え資料の充実を図っ ている。

> 資料や議事録については、林野庁に送付してあるの で担当者が関東局での分析の状況や先生からの御指 摘については良く理解していると思っている。取り入れ ていただけるものは取り入れていただくようなかたちに なるのかと思う。

(経理課長)

確認は電話程度である。

それぞれ署では、財務諸表や手持ちの工事の関係 や自社製品使用の関係資料等、いろいろ取っている。 参考に回覧するが。

提出書類については、だいたいこういうものを出しな 分の法人税申告書と付属の第3表までを出せというさいっていうのは決まっているので、検討してまた報告 したい。

(企画調整室長)

- ・落札率の署毎の率については、参考資料1の中で 林道治山の別に、それぞれ森林管理署毎にどういった 状況になっているのというのが時間経緯で取ってある ので、そちらをご覧いただきたい。
- ・継続事業の表示を一覧の中にということであるが、 治山では地区もののようなものはあるかとは思うが、 事業毎に継続かどうか見ていくのはなかなか難しいと 思う。今後資料を検討できればと思う。

(治山課長)

継続の場合、落札率に仮に違いがあったとして、同 じ所でやっている業者であれば、内部的には経費削 減、効率的にできるところがあるかもしれないが、それ が入札制度上どう問題なのかといったときに、確かに 実態把握としては取る価値はあるかと思うが、評価と か考え方をどう位置づければいいのかというのは、難 しいと思う。

同じ箇所で継続的に複数年かけて発注する工事は 治山の場合、上下作業や降雪の関係等、やむを得な い場合があると思う。どう考えていったらいいか御指導 いただきたいと思う。

造林の発注件数に対して全体の申込者、応札者 (企画調整室長) の数、応札の資格者数、署外の参入者数というよう なチェックを事業毎に入れたら良い牽制になると思

造林について、署毎の落札率、応札者の参入状況 をよく分析せよということだと思うが、全体の競争参加 資格を有する者を見ていくという点について、現在は全 省庁統一の参加資格になっているので、分母として有 資格者をとるのはなかなか難しいと思う。

データが揃っている20年度については、落札率の 推移、1者応札率、応札者の参入状況についての資料 を整理して次回くらいには提出できればと考えている。

(高田委員)

本省の委員会で相当な件数の資料が配付されて いるので、そういうものも各局で活用していくのも-つの方法かと思う。

こちらの資料ばかり持っていて、関東局の審議方 法は不可能だと言っている。本省の資料を貰っても一ただければ誤解も解けると思う。 良いと思う。

(企画調整室長)

入札監視委員会のデータには委員会限りというのも あると思うので、直ぐに右から左という訳にはいかない と思う。HPにも掲載していると記憶している。

先生から本省での委員会で関東局のことをお伝えい

(石井委員)

各管理局間、林野庁本庁も含めて、お互いに情 報共有とか、今までの経験をうまくお互いに生かせ ないかん

以前に関東森林管理局の監視委員会が一番進 んでいるという話しもあったので、九州から北海道 まで見てきた。例えば近畿中国では「工事費の比率 が似通った入札等に参加した者の次回以降の入札 の点検表」というのを作っている。こういう審議を やっているということがお互いに共有できると、良け ればとりあげることができるので、何かひと工夫でき ないかと思う。

局管内の各署でも情報とか経験の共有、或いは 問題点の共有をすることによってお互いに補える。 いろいろな問題点も出てくるし、制度改善の方向も 見えてくる思う。

(企画調整室長)

今後データを蓄積しながら、制度面等についても議 論していければと思う。また、情報共有という点につい ても、しっかりと共有していきたい。

審議

(石井委員)

福島署発注のものがかなり落札率下がっている。 どういう理由で下がってきているのか。逆に日光 は、基本的には1者とか、かなり落札率が高いとい う傾向がある。結果的に変化があったものはどうい う変化があったのか、何らかの工夫があればそうい うところは見ておく必要がある。

天竜の林道は、落札率が比較的高い、工事内訳 の分析グラフでは、この線形が相似している。抽出 案件は、この内訳の分布で見る場合似かよった積 算内訳金額になった。これはどういうことなのかとい うのを見ていただけないか。

「特別の参加資格」のところだが、特に物品役務 を見ると、これがついているところが1者が多い。先 程の参加資格と絡むが同種事業の実績、技術者の 在籍とか、ここのところはむしろ参加資格が制限的 になっているのかどうか、あるいはそれなりのきち んとした理由があってこういうの書いているのかどう かいうところで。

1者になってるのがどうかっていうことを精査する ということか。

造林で会津とか福島とかを見るとかなり新しい株 式会社が参入して落札率が落ちている。磐城はほ とんど今までと変わらない。この辺はどういう理由かしそういった結果を反映していると思う。 というのを署毎に考えてみる必要がある。

(企画調整室長)

特別な競争資格については、1者応札だったものに ついてだけ記載している。応札者数5というところは記 述していない、ただ競争参加資格としては同種事業の 実績、技術者の在籍は当然造林では同じようにかけて いるので、記載の差ということである。

現在、全省庁統一資格を採用し、基本的には特別な 競争参加資格というようなハードルをかけるというのは やっていない。ただ1者応札になったものは、何か技術 的な要件で制限をかけて応札者を排除しているんじゃ ないかというような点はチェックができるということであ

基本的には、そのような案件はない。

一般的な話しだが、前回委員会で説明した指名停止 案件の業者のように、遠くからの参入状況があるので

(松岡委員)

今年、造林事業で管外から入ってきた業者が事 業を取って、その実施にあたり地元の業者とあまり 上手くいっていないというような噂を聞いたが、その 件が分かったら教えてほしい。

(企画調整室長)

昨年の第3四半期くらいから、他地域からの参入が 見られるようになった。

関東局の管内においては、指名停止案件のような契 約不履行はなく、出来方自体は大きな問題は出ていな

地元業者との関係という点については、評価につい ては、いろいろあると思う。こちらからは何か問題が生 じているというようなことでもないと話をするのは適切 でないと思っている。

(石井委員)

入札時に積算したものから下げた入札というのが 今回3件ほどある。最初の積算の段階では100% 上回っていたものが、1者だけ下げて最後1位に なっている。なぜこういうふうに上手くいくのかなと いうのが非常に不思議である。そこのところどう考 えているのか。

さらに、2者申し込んで、1者応札してその1者が 受注している。この場合の申込み2者の残りの1者 を分析されているのかどうか。分析がいると思うが。

(治山課長)

落札者以外の方がどういうかたちなのかの分析はし てない。分析はしてみたいと思う。

(淵上委員長)

熱心な御審議をいただいた。 分析も工夫をしていただき、今回はもう少しまとめ られたらというところだったが、分析視点を構造化す る方向に進んでいけば、全国に通用するような良い 評価基準ができると思う。

議事録もHPに掲載してあるので是非業者の人に も御覧いただき牽制機能を果たすことができれば、 当委員会としてもうれしい。

委員会による 意見の具申又 特になし は勧告の内容